

災害に伴う各種手続きについて

1. 災害見舞金について

令和8年4月1日現在

No.	支援項目	対象	内容	申請に必要なもの	お問合せ先
1	災害見舞金の支給	住居の全焼、全壊、半焼、半壊、準半壊、床上浸水	(1) 死亡した方1人につき 400,000円 (2) 負傷した方1人につき 40,000円 (3) 住居の全焼、全壊又は流失 200,000円 (4) 住居の半焼又は半壊 100,000円 (5) 住居の準半壊70,000円 (6) 住居の床上浸水 70,000円 ※損壊の割合は内閣府の基準に準ずる	・災害見舞金支給申請書 ・り災証明書(原本) ・口座のわかる書類 ※死亡及び負傷の場合は併せて診断書(原本)が必要	地域福祉課地域福祉係 049-262-9028(直通)

2. 各種税金等の減免等について

No.	支援項目	対象	減免内容	申請に必要なもの	お問合せ先
1	固定資産税・都市計画税	災害により、一定以上の被害にあわれた固定資産の納税義務者	被災物件に対する固定資産税・都市計画税(災害発生時における納期未到来分)を、被災割合に応じて減免	・減免申請書 ・り災証明書(写し可)	税務課資産税係 049-262-9013(直通)
2	市民税・県民税・森林環境税	災害により、居住する住宅等に一定以上の被害にあわれた納税義務者(所得制限あり) ※所得税、市民税・県民税には、雑損控除の適用が受けられる場合があります。雑損控除の適用は、所得税または市民税・県民税の申告が必要となります。なお、所得税の申告をした場合は市民税・県民税の申告は不要です。	被害を受けた納税義務者に対する市民税・県民税・森林環境税(災害発生時における納期未到来分)を、所得金額に応じた減免割合に応じて減免	・減免申請書 ・り災証明書(写し可)	税務課市民税係 049-262-9011(直通) 〈所得税〉 川越税務署 049-235-9411 〈市民税・県民税〉 税務課市民税係 049-262-9011(直通)
3	国民健康保険税	災害により住宅や家財等に著しい損害を受けた方	・住宅の延べ床面積の2割以上が損壊し、焼失し又は流失したとき。(被害状況に応じて50%から100%までの範囲で減免) ・家財の5割以上が損壊し、焼失し又は流失したとき。(50%減免) ・住宅の床上浸水があったとき。(50%減免)	・減免申請書 ・り災証明書(写し可)	保険・年金課保険税係 049-262-9039(直通)
	国民健康保険一部負担金減免	災害により住宅や家財等に著しい損害を受けた方	住宅の損壊、焼失又は流出した部分の床面積がその住宅の延床面積の50%以上の損害。家財その他の財産の損害が世帯の資産の50%以上の損害。利用し得る資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず、その生活が一時的に著しく困難になった場合において必要と認められたとき。	・減免申請書 ・り災証明書(写し可) ・収入状況を確認できる書類(給与明細書、年金支払通知書等)	保険・年金課医療費支給係 049-262-9042(直通)
4	後期高齢者医療保険料	災害により住宅や家財等に著しい損害を受けた方	・所有する住宅の延べ床面積の2割以上が損壊し、焼失又は流失したとき。(被害状況に応じて50%から100%までの範囲で減免) ・家財は賃貸住宅等が半壊相当以上の被害を受けたとき。(50%減免) ・住宅が床上浸水又は消火活動による浸水被害を受けた場合(50%減免)	・減免申請書 ・り災証明書(写し可)	保険・年金課保険税係 049-262-9039(直通)
	後期高齢者医療一部負担金減免	災害により住宅や家財等に著しい損害を受けた方	住家の損壊、焼失又は流出した部分の床面積がその住宅の延床面積の50%以上の損害で、資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず、その生活が著しく困難になった場合において広域連合長が必要と認めると、保険診療の窓口負担を減免。	・減免申請書 ・り災証明書(写し可) ・収入状況を確認できる書類(給与明細書、年金支払通知書等)	保険・年金課医療費支給係 049-262-9042(直通)
5	国民年金保険料の免除	震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、被保険者の所有する住宅、家財その他の財産につき、被害金額がその価格の概ね2分の1以上の損害を受けた方	事由の生じた日の前月分から翌年6月分まで、全額免除が受けられる場合があります	・り災証明書(写し可) ・被災状況届 ※保険金・損害賠償金等が支給される場合は、保険金・損害賠償金等を確認できる証明書(写し)	保険・年金課保険・年金係 049-262-9020(直通) 日本年金機構川越年金事務所 〒350-1196 川越市脇田本町8-1 U_PLACE5階 049-242-2657
6	介護保険料	災害により住宅や家財等に著しい損害を受けた第1号被保険者(65歳以上の方)	・住宅の延べ床面積の2割以上が損壊し、焼失し又は流出したとき。(被害状況に応じて50%から100%までの範囲で減免) ・家財の5割以上が損壊し、焼失し又は流出したとき。(50%減免) ・住宅の床上浸水があったとき。(50%減免)	・徴収猶予・減免申請書 ・り災証明書(写し可)	高齢福祉課介護保険係 049-262-9037(直通)
7	水道料金及び下水道使用料	内容については担当までお問い合わせください。			上下水道課経営管理係 049-220-2076(直通)
8	軽自動車税(環境性能割)及び自動車税等の減免について	内容については担当までお問い合わせください。			埼玉県自動車税事務所 課税第二担当 048-658-0227
9	市税等の徴収猶予について	災害にあわれ、財産に被害を受け、市税等を一時に納付することができない方	1年以内の期間に限り、市税等の徴収の猶予を受けることができます。猶予期間中は、新たに督促及び滞納処分を受けることはありません。また、猶予期間中の延滞金は免除されません。	・徴収猶予申請書 ・り災証明書(写し可)	収納課収納対策係 049-262-9015(直通)
10	マイナンバーカードの再発行手数料の免除について	災害にあわれ、マイナンバーカードを紛失・焼失又は著しく損傷した方	マイナンバーカードの再発行手数料が免除されます。	・り災証明書等の被害があったことを確認できる書類 ・本人確認ができるもの(免許証等) ・損傷したマイナンバーカード	市民課市民係 049-262-9018(直通) 大井総合支所市民総合窓口課 049-220-2062(直通)
11	保育料の減免	不慮の災害にあった方	減免の決定を受けた日の属する月の翌月(以下この項において「減免開始月」という。)から6月が経過するまでの間(ただし、減免開始月から当該減免開始月の属する年度の末月までが6月に満たないときは、当該年度の末月まで)、全額または50%の保育料を免除。	・り災証明書(写し可)	保育課保育係 049-262-9035(直通)

3. その他

No.	支援項目	対象	内容	申請に必要なもの	お問合せ先
1	り災証明書の発行について(台風等による被害)	台風や地震等の自然災害により住宅や車などが被害にあわれた方。 ※火災に関してはNO. 2へ	住宅の床上、床下浸水や地震による損傷、車、家財などの浸水被害等に関するり災証明の発行	・り災証明書交付申請書 (被害状況が確認できる写真や修繕にかかる見積書等を添付)	○り災証明発行に係るもの 市民課市民係 049-262-9018(直通) ○現地等の調査に関すること 税務課資産税係 049-262-9013(直通)
2	り災証明書の発行について(火災による被害)	内容については最寄りの消防署にお問い合わせください。			人間部地区事務組合消防本部 西消防署 049-261-5837 ふじみ野分署 049-267-0119
3	浸水建物排水処理費補助金について	①②両方を満たす住宅等が対象。 ①水害により、床上浸水または床下浸水の被害にあった住宅等。 ②住宅等の基礎部がべた基礎のほか自然排水が困難な構造の建物であり、床下に溜まった水の排水作業を行っていること。	排水作業に要した費用の2分の1(1円未満端数切捨て)の額とし、上限3万円を補助します。(排水作業には、業者に依頼して行ったもののほか資機材の購入費も含まれます。)	・交付申請書(様式第1号) ・り災証明書(写し可)	危機管理防災課 049-262-9017
4	火災ごみ・り災ごみ	火災・り災に伴い発生したごみを処分したい方	火災・り災に伴い発生したごみの処分については、環境センターに搬入できないものも多くありますので、現地にて確認を行います。持ち込む前に廃棄物対策係までお問い合わせください。 ※災害時のごみの排出や収集の方法は、災害の規模によって異なります。災害発生時は、市からのお知らせをご確認ください。		○申請・手続き・相談 環境課廃棄物対策係 049-262-9022(直通) ○ごみの持ち込み ふじみ野市・三芳町環境センター 049-257-5374(直通)
5	被災家屋の消毒について(台風等による被害)	浸水の被害にあわれた方	浸水等の被害を受けた家屋について、乾燥後に消毒を行っています。	なし(担当課に連絡)	環境課環境係 049-262-9021(直通)
6	側溝及び柵の清掃について	市が管理している道路の側溝及び柵の清掃について依頼することができます。依頼したい箇所の住所を担当までお知らせください。			道路課道路建設・維持係 049-220-2071(直通)
7	就学援助費の支給について	災害により就学が困難と認められる児童生徒の保護者	学用品・給食費等の教育に要する必要な援助が受けることができます。 ※内容については担当までお問い合わせください。		学校教育課学務係 049-220-2084(直通)
8	ひとり親家庭等医療費の支給について	被災により住宅・家財・その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く)がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方のうち、ひとり親家庭等医療費の受給者、またはその配偶者、扶養義務者であり、所得制限により支給停止となっている方	ひとり親家庭等医療費が支給停止となっている受給者の所得制限を解除し、翌年の12月31日まで医療費の支給を受けられる特別措置を受けられる場合があります。 ※災害による損害を受けた年の所得が、所得制限額を上回ったことが判明した場合、支給した医療費の返還が必要になります。	・被災状況書 ・り災証明書等(損害の内容及び程度が確認できる書類)	子育て支援課医療・手当担当 049-262-9041(直通)
9	児童扶養手当の支給について	被災により住宅・家財・その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く)がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方のうち、児童扶養手当の受給資格者、またはその配偶者、扶養義務者であり、所得制限により一部支給または全部支給停止となっている方	手当が支給停止となっている受給者の所得制限を解除し、翌年の10月まで全部支給となる特別措置を受けられる場合があります。 ※災害による損害を受けた年の所得が、所得制限額を上回ったことが判明した場合、支給した手当の返還が必要になります。	・被災状況書 ・り災証明書等(損害の内容及び程度が確認できる書類)	子育て支援課医療・手当担当 049-262-9041(直通)
10	特別児童扶養手当・障害者福祉手当・障害児福祉手当の支給について	被災により住宅・家財・その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く)がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方のうち、手当の受給資格者等であり、所得制限により支給停止となっている方	手当が支給停止となっている受給者の所得制限を解除し、翌年の7月まで支給停止が解除となる特別措置を受けられる場合があります。 ※災害による損害を受けた年の所得が、所得制限額を上回ったことが判明した場合、支給した手当の返還が必要になります。	・被災状況書 ・り災証明書等(損害の内容及び程度が確認できる書類)	障がい福祉課庶務係 049-262-9031(直通)

※詳細については、各担当にお問い合わせください。

ふじみ野市役所:049-261-2611(代表)